

# 学校いじめ防止基本方針

秋田県立本荘高等学校定時制課程

## 1 定時制課程の方針

本校定時制は「志高く、自主自律の下、心豊かにたくましく生きる生徒を育成する。」を重点目標として掲げ、自立して生きる力と周囲を思いやり共に生きる力を身につけ、社会のルールを守り地域社会へ貢献して生きることのできる生徒の育成を目指している。

また、生徒は「働学一体」と「自立と自律」のふたつの精神に則り、定時制生徒会が中心となって作成した「定時の心得」を学校生活の基本として、働きながら学ぶこと、自分自身の足で立ち上がり歩き出すこと、自己に対する厳しさと仲間を思いやる気持ちをもつこと、そして、社会人としてのマナーを身につけ責任ある行動がとれる人間になることを目標に学校生活を送っている。これらの実現のため、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、教職員と生徒がともに、いじめを生まない環境づくりに取り組んでいる。

さらに、平成29年3月に秋田県が策定した、「いじめ防止等のための基本方針」を基に、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

これらを踏まえ、継続的な教育活動を通して、いじめの防止、いじめの早期発見に努めるとともに、校内体制及び組織を整備して、日頃から家庭、地域、関係機関等との連携を深めていく必要がある。

### 3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む関係教職員とスクールカウンセラーなど専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び、家庭、地域、連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内の指導體制及び関係機関

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のために常日頃より情報収集を行い、生徒理解に努める。

#### 別紙2 年間指導計画

#### (3) いじめへの対処、組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を定める。

### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

\* 「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって、「いじめ対策委員会」を設置し、調査・事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する「秋田県いじめ問題対策審

議会」に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### 別紙3 いじめ問題への対応

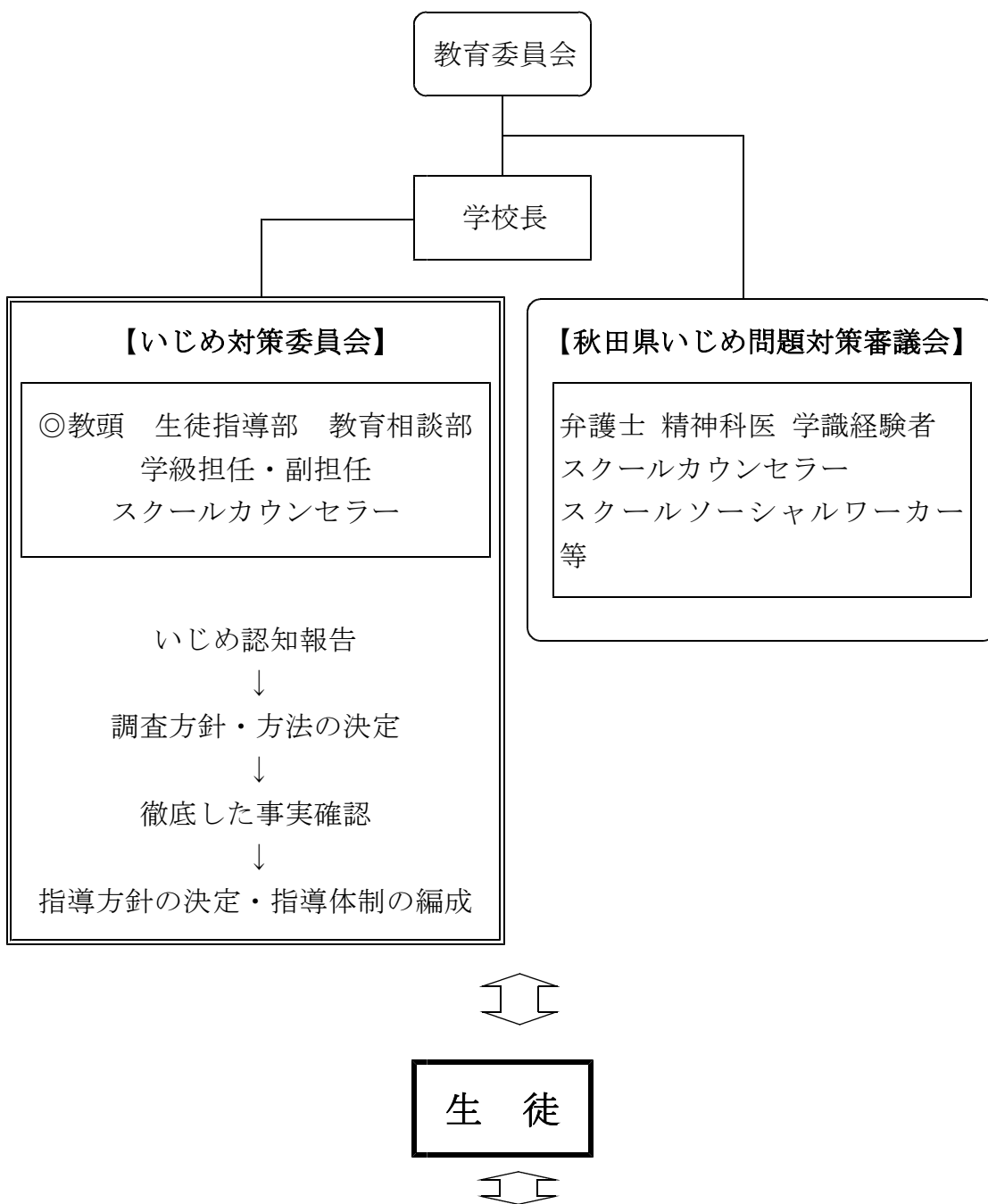
#### 5 その他の留意事項

定時制課程は、働きながら学ぶ勤労学生への教育活動と共に「学び直しの場」として地域のニーズに答えてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、教育振興会やPTA総会をはじめ、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に向けての情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、校内組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を聞くなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意するとともに、今後、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

別紙1 校内の指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を強く示し、全教職員が組織的に取り組む。
- 2 被害をうけた生徒の安全確保のため、管理職及び生徒指導部と教育相談部を中心に「いじめ対策委員会」を組織し、対応する。
- 3 公平性、中立性を確保するため、教育委員会が「秋田県いじめ問題対策審議会」設置する。



**【関係機関】**

- ・由利本荘警察署 23-4111
- ・秋田県警察本部サイバー犯罪対策室サイバー  
相談電話 018-865-8100
- ・情報リテラシー教育支援事業（秋田県総合教  
育センター内）
- ・秋田県中央児童相談所  
018-862-7311
  
- ・由利本荘市福祉事務所 24-6319
- ・子どもの人権110番  
0120-007-110

## 別紙2 年間指導計画

### 未然防止・早期発見に向けて

- 1 すべての職員がいじめ問題の重要性を認識する
- 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的にいじめ防止に向けた取り組みを行う。
- 3 生徒の様子を「生徒を語る会」等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議等で取り上げ共通理解を図る。
- 4 学級担任がいじめ問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。

	学校・生徒会行事	生徒指導・保健的行事	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	始業式・入学式・対面式 定時制ガイダンス 生徒総会・PTA総会	内科検診 身体測定・写真撮影 春の登下校指導 交通安全講話①	
5月	なべっこ 中央支部総体 修学旅行	防災訓練① 防犯教室	ライフスタイル調査 教育相談週間①
6月	全県総体 前期中間考査		
7月	進路講演会 ミニ縁日	夏の登下校指導 性教育講座	生徒を語る会①
8月			
9月	前期期末考査 授業アンケート	薬物乱用防止教室 防災訓練②	
10月	生活体験発表会		教育相談週間②
11月		保健講話	生徒を語る会②
12月	後期中間考査	冬の登下校指導 交通安全講話②	
1月	後期末考査（3・4年）		
2月			
3月	卒業式 後期末考査（1・2年） 修了式		

### 未然防止のために

- 1 日々の生徒観察
- 2 面談・カウンセリング
- 3 学校生活に関する意識調査の実施
- 4 情報収集（生徒、保護者、地域等）

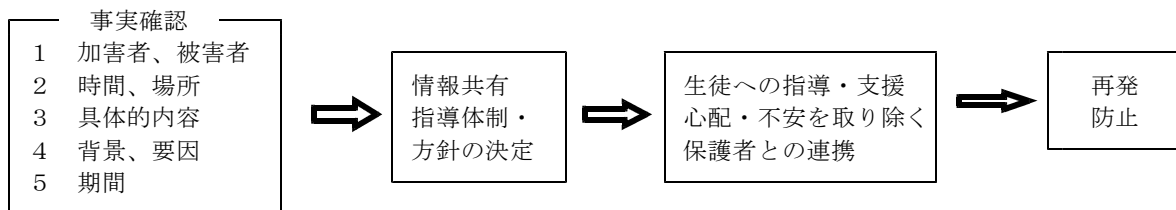
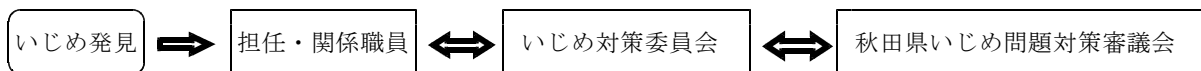
### 日常の活動

- 1 日常的な生徒との対話や観察により、グループの人間関係に目を配る。
- 2 教員の目の届かない時間や場所を認識し、建物の死角などを見直し巡回する。
- 3 生徒の表情や言動の変化に注意し、いじめの把握に努める。
- 4 生徒との個人面談の機会を利用し、生徒理解に努める。
- 5 日頃から家庭と連絡を取り情報収集に努めるとともに、地域にも協力を求める。

## 別紙3 いじめ問題への対応

### 留意事項

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することを原則とする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応すること。



### 保護者からの相談への対応

- ・保護者からいじめの訴えがあった場合は、ただちに事実確認を行う。
- ・事実が確認できない場合は、学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。

### 被害者への対応

(1 受容→2 安心→3 見通し→4 自信・回復→5 成長)

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
- 5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる  
※一緒に考え、行動することで、被害生徒のいじめを克服しようとする意識を高めさせる。

### 被害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
- ・学校の方針への理解を求める

### 加害者への対応

(1 確認・傾聴→2 内省→3 処遇→4 相談・連携→5 回復)

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う  
※心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分に行う

### 加害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する

### 傍観者（クラス）への対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。